

グループ通算関係の別表を提出する場合の添付書類について

令和5年 11月 愛知県

グループ通算関係の別表を提出する場合は、**添付書類が必要となる事業年度があります**ので、下表を参考に、添付書類（法人税別表の写し）を提出してください。提出がない場合には、以後の事業年度において、下記調整額を控除することができなくなります。（地方税法第53条）

グループ通算 関係別表	添付書類（法人税別表※の写し）	必要となる 事業年度
別表2 （控除対象通算適用 前欠損調整額の控 除明細書）	<ul style="list-style-type: none"> 別表7（1）「欠損金の損金算入等に関する明細書」 （最初通算事業年度（通算承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度）の直前の事業年度） 別表7（2）「通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書」 （最初通算事業年度又は新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度等） 	通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（地方税法第53条第6項）
別表2の2 （控除対象合併等前 欠損調整額の控除 明細書）	<ul style="list-style-type: none"> 別表7（1）「欠損金の損金算入等に関する明細書」 （被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度） 別表7（2）「通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書」 （合併等事業年度） 	合併等事業年度（適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度） （地方税法第53条第7項）
別表2の3 （控除対象通算対象 所得調整額の控除 明細書）	<ul style="list-style-type: none"> 別表7の2「通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書」 （通算対象所得金額が生じた事業年度） 	通算対象所得金額が生じた事業年度（地方税法第53条第16項）
別表2の4 （控除対象配賦欠損 調整額の控除明細 書）	<ul style="list-style-type: none"> 別表7（2）付表1「通算法人の欠損金の通算に関する明細書」 （配賦欠損金控除額が生じた事業年度） 	配賦欠損金控除額が生じた事業年度（地方税法第53条第22項）

※カッコ書に記載する事業年度に税務署に提出した法人税別表（明細書）をいいます。